

医療施設等物価高騰対策事業費補助金（食材料費支援）交付要綱

（通則）

第1条 医療施設等物価高騰対策事業費補助金（食材料費支援）（以下「補助金」という。）は、予算の範囲内において交付するものとし、秋田県財務規則（昭和39年秋田県財務規則第4号。以下「財務規則」という。）の規定によるほか、この要綱に定めるところによる。

（目的）

第2条 医療施設等物価高騰対策事業（以下「補助事業」という。）は、物価高騰により厳しい経営環境に直面している県内医療施設に対し、食材料費高騰にかかる経費負担の一部を補助することにより、地域の安定した医療体制の維持・確保を図ることを目的とする。

（補助対象施設）

第3条 補助金の交付対象となる施設（以下「補助対象施設」という。）は、所在地が秋田県内である別表に掲げる施設とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する施設は、交付の対象外とする。

- （1）市町村又は一部事務組合が開設、運営又は出資する施設
- （2）秋田県暴力団排除条例（平成23年秋田県条例第29号）に規定する暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者が開設、運営又は出資する施設
- （3）上記のほか、本補助金の目的に照らして適当でないと知事が認めた施設

（補助対象期間）

第4条 補助事業における補助対象期間は令和7年4月1日から令和7年9月30日までとする。

（補助金の額）

第5条 補助金の交付額は、別表により算出するものとする。

2 補助金の交付は、1者につき1回限りとする。

（交付申請）

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、令和7年6月19日から令和7年9月30日までに交付申請書（様式第1号）を知事あてに提出するものとする。

（交付決定）

第7条 知事は、前条の交付申請について審査を行い、補助金を交付することが適当を認め

る場合には、補助金等交付決定通知書（様式第 2 号）により通知するものとする。

（補助金の交付）

第 8 条 補助対象者は、補助金等の支払を受けようとするときは、請求書（様式第 3 号）を知事に提出しなければならない。

（補助金交付決定の取消等）

第 9 条 知事は、提出書類の記載事項に虚偽があるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

2 知事は、前項の規定により、補助金の交付決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に対する補助金が支給されているときは、当該支給を受けた者に対し、期限を定めて返還を命ずるものとする。

（補助金の経理等）

第 10 条 補助対象者は、補助金に係る経理について、収支の事実に関する証拠書類を整理し、これらの書類を補助事業が完了した日が属する年度の終了後 5 年間保存しなければならない。

附 則

この要綱は、令和 7 年 6 月 19 日から施行する。

別表（第 3 条及び第 5 条関係）

1. 補助対象施設	2. 補助単価
病院・有床診療所（医科・歯科） ☐ 保険医療機関に限る ☐ 算定に用いる病床数は許可病床数（休止病床除く）	5,400 円×許可病床数 （休止病床を除く）